

2025年度 事業実績

1. 会議及び内容

(1) 理事会

○第43回理事会

日 時	2025年5月21日
場 所	三菱クラブ
議 題	第1号議案 「2024年度事業報告、計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認の件」
	第2号議案 「理事候補者2名選任の件」
	第3号議案 「評議員候補者1名選任の件」
	第4号議案 「審査委員1名選任の件」
	第5号議案 「第20回定時評議員会招集の件」
報告事項	2024年度財産運用の経過及び結果 代表理事の職務の執行状況

○第44回理事会(決議の省略の方法による)

日 時	2025年7月2日(理事会の決議があつたものとみなされた日)
議 題	第1号議案 「常務理事(代表理事)選定の件」

○第45回理事会

日 時	2026年3月17日
場 所	三菱クラブ
議 題	第1号議案 「2026年度事業計画書及び収支予算書の承認の件」
	第2号議案 「審査委員8名選任の件」
報告事項	2025年度事業実績見込み及び収支実績見込み 2025年度研究開発助成金交付の選定結果 新公益法人会計基準を適用する時期について 代表理事の職務の執行状況

(2) 評議員会

○第20回評議員会

日 時	2025年6月24日
場 所	三菱クラブ
議 題	第1号議案 「2024年度計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認の件」
	第2号議案 「理事2名選任の件」
	第3号議案 「評議員1名選任の件」
報告事項	2024年度事業報告 2025年度事業計画書及び収支予算書等の報告

(3) 審査委員会

当年度は、2回の審査委員会(第1回・第2回とも対面方式)を開催し、合計10件の研究開発助成金交付先を選定した。

2. 研究開発助成金事業

(1) 助成金募集

当年度は、2回の公募を実施し、審査委員会での審議を踏まえ合計10件の採択となった。

第1回は、2025年4月20日に募集を開始、5月20日に締め切り。事務局の予備審査を経て、8月22日に審査委員会を対面方式で開催。5件のプロジェクトを採択し、9月17日に贈呈式を行った。

第2回は、2025年9月20日に募集を開始、10月20日に締め切り。事務局の予備審査を経て、2026年1月28日に審査委員会を対面方式で開催。5件のプロジェクトを採択し、2月20日に贈呈式を行った。

	2024年度実績	2025年度実績
① 申込受付件数	121件	133件
	1回目/ 61件	1回目/ 69件
	2回目/ 60件	2回目/ 64件
② 採択件数	10件	10件
③ 助成金額	30百万円	30百万円

(2) 当年度の特徴

①年2回募集。1件あたりの助成金額は3百万円。

応募件数は2回合計133件で、前年度比+12件増加。

②採択件数は10件で、その内訳は以下のとおり。

- ・業種別では、エレクトロニクス・電気3社、バイオテクノロジー2社、化学・新素材2社、ソフトウェア2社、医療・福祉1社と対象分野は分散。
- ・地域別では、関東6社、近畿2社、東北1社、四国1社。
- ・大学発ベンチャーが大宗を占め、産学官連携プロジェクトや国連のSDGs(持続可能な開発目標)に関連するプロジェクトが散見された。

3. 株式保有事業

申込受付件数0社、審査委員会付議件数0社、保有残高0。

4. 債務保証事業

(1) 新規保証

2008年度以降、新規受付を中断している。

(2) 求償権回収

肌理細かい対応により、6件/2.0百万円の回収を実施。回収額は前年度比減少。

[回収額推移]					(件、百万円)
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
件数/金額	6/1.7	6/1.9	6/2.2	6/2.2	6/2.0

5. 支援先フォロー

(1) 賛助会員向け「懇談会」(3回開催)

支援先企業による賛助会員への事業内容説明の機会として開催(第1回・第3回は対面方式、第2回はオンライン方式による)し、1回当たり支援先企業2社からのプレゼンを実施。賛助会員による支援先企業へのバックアップ活動の促進を図った。

(2) 情報提供・経営相談事業

支援先企業からの研究開発プロジェクトの実施状況報告等により経営課題を掌握し、情報提供など支援活動を展開に加えて、賛助会員等を活用し、支援先企業の経営

ニーズへの対応を図った。

6. 賛助会員の現状

事業会社	10社
金融機関	6社
計	16社

7. 公益法人の運営体制の充実を図るための取り組み

(1) 監事への情報提供

当財団が取り組むスタートアップ支援事業の適切性判断に資する情報提供とすべく、助成決定先と審査委員との意見交換状況の視察(贈呈式)、既に助成した企業に対する支援活動への参加(懇談会)等の機会を創出。

(2) ガバナンス強化への対応

事務局担当者の交代が期中に発生。着任した新任担当者に対して、当財団の事務局運営において特に留意すべきポイントを指導。

以 上

本事業報告の附属明細書について

2025年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第199条において準用する同法第123条第2項、並びに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第64条において準用する同施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、附属明細書は作成しておりません。